

福島県報

目次

規則

○福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

○福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県立職業能力開発学校条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

○福島県立職業能力開発学校条例施行規則の一部を改正する規則

訓令

○福島県職員服務規定の一部を改正する訓令

○福島県公文例規程の一部を改正する訓令

規則

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則及び福島県立職業能力開発学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五十五号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第百六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「領域」を「総室」に、「第七条」を「第七条第一項」に改め、「行政組織規則」を、「同条第二項に規定する文化スポーツ局若しくは観光交流局、行政組織規則」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 課 行政組織規則第七条第一項の表の下欄に掲げる課、同条第三項及び第四項に規定する課、同条第五項の表の下欄に掲げる室、行政組織規則第八条第二項に規定する総合安全管理課、行政組織規則第九条第二項に規定する課又は同条第三項に規定する給与旅費室をいう。

第二条第五号中「領域及びグループ」を「総室及び課」に改め、同条第七号中「含む。」の下に「行政組織規則第二十二條の表の中欄に掲げる局長」を加え、同条第八号及び第九号を次のように改める。

- 八 部次長 行政組織規則第二十二條の表の中欄に掲げる政策監、局次長、知事室長、部次長(人事担当)、部次長(文書管財担当)、部次長(市町村担当)、部次長(地域づくり担当)、部次長(情報統計担当)、部次長(県民安全担当)、部次長(環境共生担当)、部次長(環境保全担当)、部次長(生活福祉担当)、部次長(自立支援担当)、部次長(健康衛生担当)、部次長(産業福祉担当)、部次長(農業支援担当)、部次長(生産流通担当)、部次長(農村整備担当)、部次長(森林林業担当)、部次長(企画技術担当)、部次長(道路担当)、部次長(河川港湾担当)、部次長(都市担当)、部次長(建築担当)、総合安全管理室長及び企画推進室長をいう。

九 課長 課の長をいう。
第二条第十九号中「総括参事」を「部次長」に、「領域」を「総室」に改め、同条第二十号中「文書管財領域文書法務グループ参事」を「文書管財総室文書法務課長」に、「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改める。

第五条第一項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改め、同条第二項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に、「総括参事」を「部次長」に改め、同条第三項中及び第四項中「総括参事」を「部次長」に、「領域」を「総室」に改め、同条第五項中「領域」を「総室」に改め、「(総合安全管理室及び企画推進室)」を「(企画推進室)」に、「グループ(知事公室にあっては、県政広報グループ)又は出納局総務管理グループの副主幹以上の職にある者の中から総括参事が指定する者を、総合安全管理室及び企画推進室にあっては総合安全管理室長又は企画推進室長」を「課(総合安全管理室にあっては総合安全管理課、知事公室にあっては広報課、文化スポーツ局にあっては文化振興課、観光交流局にあっては観光交流課、出納局にあっては出納総務課)の副課長を、企画推進室にあっては企画推進室長」に改め、同条第六項中「領域」を「総室」に、「グループ」を「課」に改め、「総合安全管理室及び」を削り、「及び小名浜港湾建設事務所」を、「小名浜港湾建設事務所、福島空港建設事務所、県北流域下水道建設事務所及び県中流域下水道建設事務所」に改め、同条第七項中「領域」を「総室」に、「グループ」を「課」に、「参事」を「課長」に改め、「総合安全管理室及び」及び「総合安全管理室長又は」を削る。

第五条の二第二項ただし書中「番号」を「記号及び番号」に改め、同項第一号及び第二号中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改め、同項第三号中「領域」を「総室」に改める。

第五条の三第二項中「総括参事」を「部次長」に改める。

第五条の四第一項中「領域」を「総室」に改める。

第六条第一項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改め、同条第二項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改め、同項第一号中「領域」を「総室」

に改め、同項第二号ウを次のように改める。

ウ 部長あてのもの 直轄理事にあつては知事公室、総務部長にあつては財務総室、企画調整部長にあつては企画調整総室、生活環境部長にあつては生活環境総室、保健福祉部長にあつては保健福祉総室、商工労働部長にあつては商工労働総室、農林水産部長にあつては農林水産総室、土木部長にあつては土木総室、出納局長にあつては出納局、総合安全管理担当理事にあつては総合安全管理室、過疎・中山間地域振興担当理事にあつては企画調整総室、子ども施策担当理事にあつては保健福祉総室、空港担当理事にあつては観光交流局、文化スポーツ局長にあつては文化スポーツ局、観光交流局長にあつては観光交流局

第六条第二項第二号エ中「領域」を「総室」に改め、同条第三項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改める。

第七条第一項中「総括参事」を「部次長」に、「グループの」を「課の」に、「グループ」を「課」に、「副主幹」を「副課長」に改め、「総合安全管理室及び」及び「総合安全管理室又は」を削り、「担当グループ主任主査等」を「担当課主任主査等」に改め、同条第二項中「担当グループ主任主査等」を「担当課主任主査等」に改め、同条第四項ただし書中「総括参事」を「部次長」に改める。

第八条第二項中「総括参事」を「部次長」に改める。

第九条第二項第四号中「領域」を「総室」に、「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に、「総括参事」を「部次長」に改め、同項第五号中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改める。

第十条第三項第四号中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改める。

第十三条中「総括参事」を「部次長」に改める。

第十四条第二項中「グループ」を「課等」に改める。

第十五条の見出し中「総括参事又は参事」を「部次長又は課長」に改め、同条中「領域又はグループ」を「総室又は課」に改め、「(出納局長を含む。)」を削り、「総括参事又は参事」を「部次長又は課長」に改める。

第十九条第二項各号及び第二十条第二項中「参事」を「課長」に改める。

第二十一条第一項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に、同項ただし書中「参事」を「課長」に改める。

第二十二条、第二十四条並びに第二十五条第一項及び第三項中「総括参事」を「部次長」に改める。

第二十七条第一項中「総括参事」を「部次長」に、「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改め、同条第二項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改める。

第二十八条第一項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に、「総括参事」を「部次長」に改め、同条第二項中「総括参事」を「部次長」に改め、同条第三項中「総括参事」を「部次長」に、「領域」を「総室」に、「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改め、同条第四項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改める。

第二十九条第一項中「総括参事」を「部次長」に改め、同条第二項及び第三項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に、「総括参事」を「部次長」に改め、同条第四項中「総括参事」を「部次長」に改め、同条第六項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改め、同条第七項中「総括参事又は文書法務グループ参事」を「部次長又は文書法務課長」に改める。

第三十条第一項中「総括参事」を「部次長」に改め、同条第二項、第三項及び第六項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に、「総括参事」を「部次長」に改める。

第三十一条第一項中「総括参事」を「部次長」に、「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に、同条第二項中「総括参事」を「部次長」に改める。

第三十六条第一項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改め、同条第二項中「総括参事」を「部次長」に、「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改め、同条第三項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に、「総括参事」を「部次長」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第五条の二関係)

知事直轄

総合安全管理室(総安) 知事公室(知)

総務部

財務総室(財) 人事総室(人) 文書管財総室(文) 市町村総室(市町村)

企画調整部

企画推進室(企推) 企画調整総室(企調) 地域づくり総室(地づ) 情報統計

総室(情) 文化スポーツ局(文ス)

生活環境部

生活環境総室(生環) 県民安全総室(県安) 環境共生総室(環共) 環境保全

総室(環保)

保健福祉部

保健福祉総室(保) 生活福祉総室(生福) 自立支援総室(自) 健康衛生総室

(健)

商工労働部

商工労働総室(商) 産業振興総室(産) 観光交流局(観)

農林水産部

農林水産総室(農) 農業支援総室(農支) 生産流通総室(生流) 農村整備総

室(農整) 森林林業総室(森)

土木部

土木総室(土) 企画技術総室(企技) 道路総室(道) 河川港湾総室(河)

都市総室(都) 建築総室(建)

別表第二生活環境部の項中「福島県消費生活センター(消生) 福島県消防防災航空

センター(消航)」を「福島県消防防災航空センター(消航)」に改め、同表保健福祉

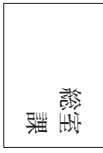
部の項中「福島県障がい者総合福祉センター(障総) 福島県希望ヶ丘ホーム(希)」を「福島県障がい者総合福祉センター(障総)」に改め、同表土木部の項中「福島県中流域下水道建設事務所(中流域) 福島県木戸ダム建設事務所(木ダム)」を「福島県中流域下水道建設事務所(中流域)」に改める。

別表第三中「総務部財務領域総括参事」を「総務部政策監」に、「出納局総括参事」を「出納局次長」に、「総務部人事領域総括参事」を「総務部次長(人事担当)」に、「総務部文書管財領域総括参事」を「総務部次長(文書管財担当)」に改める。

様式第一号中「事務処理担当グループ」を「事務処理担当課」に



を
に改める。



様式第二号中「配布先(領域名)」を「配布先(総室名)」に、「文書法務グループ担当」を「文書法務課担当者」に改める。

様式第三号中「領域名」を「総括名」に改める。

様式第四号その一中「(領域用)」を「(総括用)」に、「領域名」を「総括名」に改める。

様式第六号中「領域 グループ」を「総室 課(室)」に、



事 参事 (文書審査主任) グループ員

書法務
グループ 参事 グループ員

課長 (文書審査主任) 課員

書法務課長 課員

を



に改める。

様式第十二号中及び様式第十二号中「部領域名」を「部総室名」に、「文書法務グループ記入」を「文書法務課記入」に



に改める。

附則に次の一項を加える。

6 当分の間、この規則の規定にかかわらず、文書等の管理については、知事が別に定めるところによる。

附 則

- この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県文書等管理規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。(文書管財領域文書法務グループ)

福島県規則第五十六号

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成八年福島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第五号エ中「昭和四十年通商産業省令第五十一号」を「平成七年通商産業省令第七十七号」に改める。

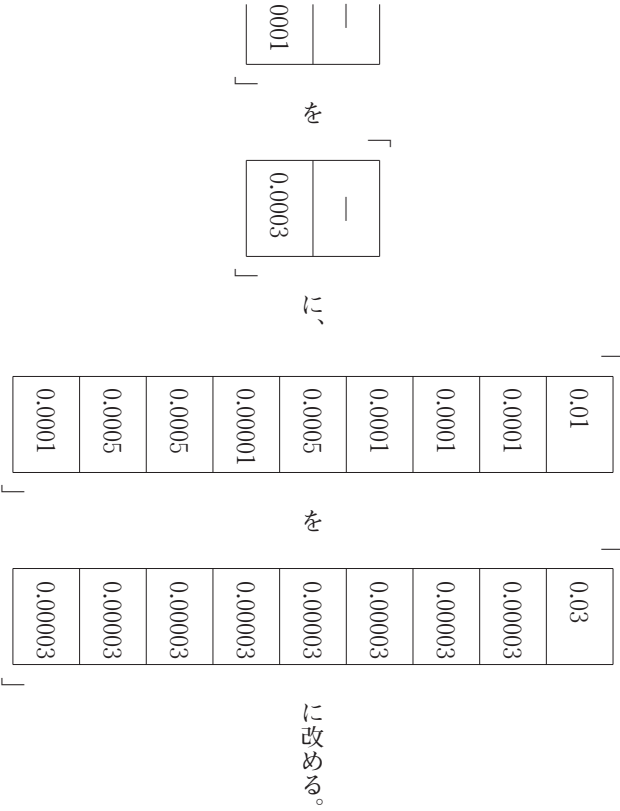
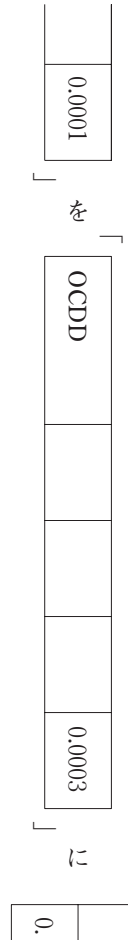
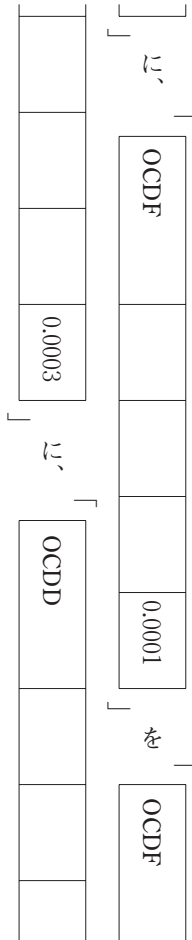
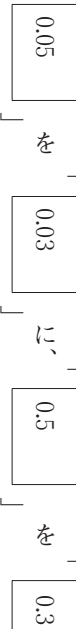
第五十五条第一号中「第五条第一号」を「第三十五条第一号」に改め、同条第二号中「第五条第二号」を「第二十五条第二号」に改める。

別表第四備考3の(4)の表ポリ塩化ジベンゾフランの部1・2・3・7・8―五塩化ジベンゾフランの項中「0.05」を「0.03」に改め、同部2・3・4・7・8―五塩化ジベンゾフランの項中「0.5」を「0.3」に改め、同部八塩化ジベンゾフランの項、同表ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンの部八塩化ジベンゾパラジオキシンの項及び同表コプラナーポリ塩化ビフェニルの部3・4・4・5―四塩化ビフェニルの項中「0.0001」を「0.0003」に改め、同部3・3・4・4・5―五塩化ビフェニルの項中「0.01」を「0.03」に改め、同部2・3・4・4・5―五塩化ビフェニルの項、2・3・4・4・5―五塩化ビフェニルの項及び2・3・3・4・4・4―五塩化ビフェニルの項中「0.0001」を「0.0003」に改め、同部2・3・4・4・5―五塩化ビフェニルの項中「0.0005」を

「0.00003」に改め、同部2・3・4・5・5―六塩化ビフェニルの項中「0.00001」を「0.00003」に改め、同部2・3・3・4・4・5―六塩化ビフェニルの項及び2・3・3・4・4・5―六塩化ビフェニルの項中「0.0005」を「0.00003」に改め、同部2・3・3・4・4・5・5―七塩化ビフェニルの項中「0.0001」を「0.00003」に改める。

別表第九備考2及び別表第十備考中「第7表」を「第7表第一節」に改める。

様式第七号その2中



附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第五十三条、第五十五条、別表第九及び別表第十の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則様式第七号の規定は、この規則の施行の日以後に福島県生活環境の保全等に関する条例(平成八年福島県条例第三十二号)第三十二条の規定により行った測定に係る結果の記録について適用し、同日前に同条の規定により行った測定に係る結果の記録については、なお従前の例による。

3 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正(福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成十五年福島県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。
附則別表備考5の表ポリ塩化ジベンゾフランの部一・二・三・七・八―五塩化ジベンゾフランの項中「〇・〇五」を「〇・〇三」に改め、同部二・三・四・七・八―五塩化ジベンゾフランの項中「〇・五」を「〇・三」に改め、同部八塩化ジベンゾフランの項、同表ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンの部八塩化ジベンゾパラジオキシンの項及び同表コプラナーポリ塩化ビフェニルの部三・四・四・五―四塩化ビフェニルの項中「〇・〇〇〇一」を「〇・〇〇〇三」に改め、同部三・三・四・四・五・五―六塩化ビフェニルの項中「〇・〇一」を「〇・〇三」に改め、同部二・三・四・四・五―五塩化ビフェニルの項、一・三・四・四・五―五塩化ビフェニルの項及び二・三・三・四・四―五塩化ビフェニルの項中「〇・〇〇〇一」を「〇・〇〇〇三」に改め、同部二・三・四・四・五―六塩化ビフェニルの項中「〇・〇〇〇五」を「〇・〇〇〇三」に改め、同部二・三・四・四・五―六塩化ビフェニルの項中「〇・〇〇〇三」を「〇・〇〇〇五」に改め、同部二・三・四・四・五―七塩化ビフェニルの項中「〇・〇〇〇一」を「〇・〇〇〇三」に改める。
(環境保全領域大気環境グループ)

福島県規則第五十七号
福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
 福島県児童福祉法施行細則(昭和二十七年福島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。
 第一条中「昭和二十三年厚生省令第十一号」の下に「。以下「規則」という。」を加える。
 第二条中「児童福祉法施行規則(以下「規則」という。)」を「規則」に改める。
 第三条中「第二十一条の九の六」を「第二十一条の五」に改める。
 第八条及び第九条を次のように改める。
 (施設給付決定の申請書)

環境保全領域大気環境グループ

第八条 規則第二十五条の七第一項の申請書は、知事が別に定める申請書とする。この場合において、当該申請書には、知事が別に定める書類を添えなければならない。

第九条 規則第二十五条の七第七項の届出書は、知事が別に定める届出書とする。この場合において、当該届出書には、知事が別に定める書類を添えなければならない。第九条の次に次の九条を加える。

(施設受給者証の再交付の申請書)

第九条の二 規則第二十五条の第七十項の申請書は、知事が別に定める申請書とする。

この場合において、当該申請書には、知事が別に定める書類を添えなければならない。

(高額障害児施設給付費支給の申請書)

第九条の三 規則第二十五条の十七第一項の申請書は、知事が別に定める届出書とする。

この場合において、当該届出書には、知事が別に定める書類を添えなければならない。

(特定入所障害児食費等給付費支給の申請書)

第九条の四 規則第二十五条の十九第一項の申請書は、知事が別に定める申請書とする。

この場合において、当該申請書には、知事が別に定める書類を添えなければならない。

(指定知的障害児施設等の指定に関する申請書)

第九条の五 規則第二十五条の二十一第一項の申請書は、指定知的障害児施設等指定申請書(第九号様式)とする。

2 法第二十四条の九第一項の規定による申請をしようとする者は、同条第二項各号のいずれにも該当しない旨を、欠格事由に関する届出書(第十号様式)により、前項の申請書と併せて提出しなければならない。

(標示)

第九条の六 法第二十四条の九第一項の規定により指定知的障害児施設等の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る施設の見やすい場所に標示するものとする。

(指定知的障害児施設等の申請事項の変更の届出)

第九条の七 規則第二十五条の二十二の規定による提出は、変更届出書(第十号様式の

二)によらなければならない。

(指定知的障害児施設等の指定の辞退の届出)

第九条の八 法第二十四条の十四の規定により指定を辞退しようとする者は、指定辞退届出書(第十号様式の三)により届け出るものとする。

(指定知的障害児施設等に係る公示)

第九条の九 法第二十四条の十八の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
 - 二 施設の設置者の名称
 - 三 指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日
 - 四 施設支援の種類
 - 五 その他知事が必要と認める事項
- (申請書等の経由)

第九条の十 第七条の七第一項及び第二項、第七条の九並びに第七条の十に規定する申請書又は届出書は、申請又は届出に係る施設の所在地を管轄する福島県保健福祉事務所の長(施設の所在地がいわき市にある場合にあつては、福島県いわき地方振興局長)を経由して知事に提出しなければならない。

第十条第一項中「障害児相談支援事業」を「相談支援事業」に改める。

第十一条中「第二十五条の二第二号」を「第二十五条の八第二号」に改める。

第十五条の十(見出しを含む。)、第十五条の十一の見出し及び第十五条の十二(見出しを含む。)

中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改める。第九号様式及び第十号様式を次のように改める。

第9号様式（第9条の5関係）

受付番号

指定知的障害児施設等指定申請書

年 月 日

(福島県 保健福祉事務所長経由)
 (福島県いわき地方振興局長経由)
 福島県知事

主たる事務所の所在地
 申請者 名 称
 (設置者) 代表者の氏名

㊟

指定知的障害児施設等の指定を受けたいので、児童福祉法第24条の9の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

		施設の所在地の市町村番号		
申請者 (設置者)	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)		
	法人の種類別	法人の所轄庁		
	連絡先	電話番号	ファクシミリ番号	
		電子メールアドレス		
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
		氏名		
代表者の住所	(郵便番号 -)			
指定を受けようとする施設の種類	フリガナ			
	名称			
	施設の所在地	(郵便番号 -)		
	施設種別	事業の開始の予定年月日	付表	
	同一施設内において行う事業等の種類	事業者番号		
備考				

備考

- 「受付番号」及び「施設所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 「法人の種類別」欄には、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一施設内において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
- 「事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

付表 1-1 知的障害児施設支援の指定に係る記載事項
(知的障害児施設)

受付番号

施設	フリガナ								
	名 称								
	所 在 地	(郵便番号 -)							
	連 絡 先	電話番号				ファクシミリ番号			
		電子メールアドレス							
管理者	フリガナ				住所	(郵便番号 -)			
	氏 名								
併設する施設の名称及び概要	名称								
	概要								
当該支援の実施について定めてある定款・条例等					第 条第 項第 号				
他事業の実施の有無					有 ・ 無				
従業者の職種・員数		嘱託医		児童指導員		保育士		栄養士	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常 勤 (人)								
	非常勤 (人)								
基準上の必要人数 (人)									
従業者数		調理員		その他の従業者					
		専従	兼務	専従	兼務				
従業者数	常 勤 (人)								
	非常勤 (人)								
基準上の必要人数 (人)									
設備基準上の数値記載項目等				基準上の必要値					
居室	1室の最大定員	人		人以下					
	入所児1人あたりの最小床面積	m ²		m ² 以上					
施設の用に供する設備		居室 調理室 浴室 便所 医務室 静養室 入所している障害児の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備							
主な揭示事項									
入 所 定 員		人		(過去3ヶ月 平均入所児		人)			
利 用 料									
そ の 他 の 費 用									
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況		している ・ していない					
		苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者			
		そ の 他							
協力医療機関等		名 称				主な診療科名			

備考

- 1 「受付番号」、「基準上の必要人数(人)」及び「基準上の必要値」欄には、記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 3 「併設する施設の名称及び概要」欄には、施設の目的及び提供するサービスの内容等を記入してください。
- 4 「施設の用に供する設備」欄には、施設に設置する設備を○で囲んでください。
- 5 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記入してください。
- 6 「その他の費用」欄には、入所児又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記入してください。

付表1-2 自閉症児施設支援の指定に係る記載事項

第1種自閉症児施設		第2種自閉症児施設		受付番号				
施設	フリガナ							
	名称							
	所在地	(郵便番号 -)						
管理者	フリガナ	電話番号	ファクシミリ番号					
	氏名	住所		(郵便番号 -)				
併設する施設の名称及び概要	名称概要							
当該支援の実施について定めてある定款・条例等			第 条第 項第 号					
他事業の実施の有無			有 ・ 無					
従業者の職種・員数	嘱託医		医師		歯科医師		薬剤師	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)							
	非常勤(人)							
基準上の必要人数(人)								
従業者数	看護師		准看護師		看護補助者		栄養士	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)							
	非常勤(人)							
基準上の必要人数(人)								
従業者数	診療放射線技師、事務員その他の従業者		理学療法士又は作業療法士		児童指導員		保育士	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)							
	非常勤(人)							
基準上の必要人数(人)								
従業者数	調理員		その他の従業者					
	専従	兼務	専従	兼務				
従業者数	常勤(人)							
	非常勤(人)							
基準上の必要人数(人)								
設備基準上の数値記載項目等				基準上の必要値				
居室	1室の最大定員	人		人以下				
	入所児1人あたりの最小床面積	㎡		㎡以上				
施設の用に供する設備		<第1種自閉症児施設に設置する設備> 医療法に規定する病院として必要とされる設備 観察室 静養室 訓練室 浴室 <第2種自閉症児施設に設置する設備> 居室 調理室 浴室 便所 医務室 静養室						
主な揭示事項								
入所定員		人		(過去3ヶ月 平均入所児 人)				
利用料								
その他の費用								
その他参考となる事項	第三者評価の実施状況		している ・ していない					
	苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者			
その他								
協力医療機関等		名称		主な診療科名				

備考

- 「第1種自閉症児施設 第2種自閉症児施設」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 「受付番号」、「基準上の必要人数(人)」及び「基準上の必要値」欄には、記入しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 「併設する施設の名称及び概要」欄には、施設の目的及び提供するサービスの内容等を記入してください。
- 「従業者の職種・員数」の「嘱託医」及び「その他の従業者」欄には、第2種自閉症児施設に係るもののみ記入してください。
- 「設備基準上の数値記載項目等」欄には、第2種自閉症児施設に係るもののみを記入してください(ただし、「基準上の必要値」欄を除く。)
- 「施設の用に供する設備」欄には、該当する施設に設置する設備を○で囲んでください。
- 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記入してください。
- 「その他の費用」欄には、入所児又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記入してください。

付表2 知的障害児通園施設支援の指定に係る記載事項
(知的障害児通園施設)

受付番号

施設	フリガナ								
	名 称								
	所 在 地	(郵便番号 -)							
	連 絡 先	電話番号				ファクシミリ番号			
管理者	フリガナ				住所	(郵便番号 -)			
	氏 名								
併設する施設の名称及び概要	名称								
	概要								
当該支援の実施について定めてある定款・条例等					第 条第 項第 号				
他事業の実施の有無			有 ・ 無						
従業者の職種・員数		嘱託医		児童指導員		保育士		栄養士	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常 勤 (人)								
	非常勤 (人)								
基準上の必要人数 (人)									
従業者数		調理員		その他の従業者					
		専従	兼務	専従	兼務				
従業者数	常 勤 (人)								
	非常勤 (人)								
基準上の必要人数 (人)									
設備基準上の数値記載項目等			調理員		その他の従業者				
			専従	兼務	専従	兼務			
			基準上の必要値						
	指導室	m ²		m ² 以上					
	遊戯室	m ²		m ² 以上					
施設の用に供する設備		指導室 ワー	遊戯室 便所	屋外遊戯場	医務室	静養室	相談室	調理室	浴室又はシャ
主な掲示事項									
入 所 定 員		人 (過去3ヶ月 平均入所児 人)							
利 用 料									
そ の 他 の 費 用									
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況		している ・ していない					
		苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者			
		そ の 他							
協力医療機関等		名 称					主な診療科名		

備考

- 1 「受付番号」、「基準上の必要人数(人)」及び「基準上の必要値」欄には、記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 3 「併設する施設の名称及び概要」欄には、施設の目的及び提供するサービスの内容等を記入してください。
- 4 「施設の用に供する設備」欄には、施設に設置する設備を○で囲んでください。
- 5 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記入してください。
- 6 「その他の費用」欄には、入所児又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記入してください。

付表3 盲ろうあ児施設支援の指定に係る記載事項

盲児施設		ろうあ児施設		難聴幼児通園施設		受付番号			
施設	フリガナ								
	名 称								
	所 在 地	(郵便番号 -)							
管理者	フリガナ	電話番号		ファクシミリ番号					
	氏 名	住 所		(郵便番号 -)					
併設する施設の名称及び概要	名 称	概 要							
当該支援の実施について定めてある定款又は条例等				第 条第 項第 号					
他事業の実施の有無				有 ・ 無					
従業者の職種・員数		嘱託医		児童指導員		保育士		職能訓練担当職員	
		専従		専従		専従		専従	
		兼務		兼務		兼務		兼務	
従業者数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
基準上の必要人数(人)									
		言語機能訓練担当職員		栄養士		調理員		職業指導員	
		専従		専従		専従		専従	
		兼務		兼務		兼務		兼務	
従業者数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
基準上の必要人数(人)									
		その他の従業者							
		専従							
		兼務							
従業者数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
基準上の必要人数(人)									
設備基準上の数値記載項目等				基準上の必要値					
居室	1室の最大定員	人		人以下					
	入所児1人あたりの最小床面積	m ²		m ² 以上					
施設の用に供する設備		<盲児施設に設置する設備> 居室 講堂 遊戯室 訓練室 職業指導に必要な設備 音楽に関する設備 調理室 便所 医務室 静養室 浴室 便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備 <ろうあ児施設に設置する設備> 居室 講堂 遊戯室 訓練室 職業指導に必要な設備 映写に関する設備 調理室 浴室 便所 医務室 静養室 <難聴幼児通園施設に設置する設備> 遊戯室 観察室 医務室 聴力検査室 訓練室 相談室 調理室 便所							
主な揭示事項									
入 所 定 員		人 (過 去 3 ヶ 月 平 均 入 所 児 人)							
利 用 料									
そ の 他 の 費 用									
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況		している ・ していない					
		苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者			
協力医療機関		そ の 他							
		名 称						主な診療科名	

備考

- 「盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設」欄には、該当するものを○で囲んでください。
- 「受付番号」、「基準上の必要人数(人)」及び「基準上の必要値」欄には、記入しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 「併設する施設の名称及び概要」欄には、施設の目的及び提供するサービスの内容等を記入してください。
- 「設備基準上の数値記載項目等」欄には、盲児施設及びろうあ児施設に係るもののみを記入してください(ただし、「基準上の必要値」欄を除く。)
- 「施設の用に供する設備」欄には、該当する施設に設置する設備を○で囲んでください。
- 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記入してください。
- 「その他の費用」欄には、入所児又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記入してください。

付表 4-1 肢体不自由児施設支援の指定に係る記載事項

肢体不自由児施設		肢体不自由児通園施設		受付番号					
施設	フリガナ								
	名 称								
	所 在 地	(郵便番号 -)							
管理者	フリガナ	電話番号		ファクシミリ番号					
	氏 名	住 所		(郵便番号 -)					
併設する施設の名称及び概要	名 称								
	概 要								
当該支援の実施について定めてある定款又は条例等				第 条第 項第 号					
他事業の実施の有無				有 ・ 無					
従業者の職種・員数		医師		歯科医師		薬剤師		看護師	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
基準上の必要人数(人)									
従業者数		准看護師		看護補助者		栄養士		診療放射線技師、事務員その他の従業員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
基準上の必要人数(人)									
従業者数		理学療法士又は作業療法士		児童指導員		保育士		栄養士	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
基準上の必要人数(人)									
従業者数		職業指導員							
		専従	兼務						
従業者数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
基準上の必要人数(人)									
設備基準等									
施設の用に供する設備		<肢体不自由児施設に設置する設備> 医療法に規定する病院として必要とされる設備 訓練室 屋外訓練場 講堂 図書室 ギブス室 特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備 義肢装具を製作する設備 浴室 便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 <肢体不自由児通園施設に設置する設備> 医療法に規定する診療所として必要とされる設備 訓練室 屋外訓練場 相談室 調理室 浴室 便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備							
主な掲示事項									
入 所 定 員		人 (過去3ヶ月 平均入所児 人)							
利 用 料									
そ の 他 の 費 用									
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況		している ・ していない					
		苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者			
		そ の 他							

備考

- 「肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設」欄には、該当するものを○で囲んでください。
- 「受付番号」及び「基準上の必要人数(人)」欄には、記入しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 「併設する施設の名称及び概要」欄には、施設の目的及び提供するサービスの内容等を記入してください。
- 「施設の用に供する設備」欄には、該当する施設に設置する設備を○で囲んでください。
- 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記入してください。
- 「その他の費用」欄には、入所児又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記入してください。

付表4-2 肢体不自由児施設支援の指定に係る記載事項
(肢体不自由児療護施設)

受付番号	
------	--

施設	フリガナ									
	名 称									
	所 在 地	(郵便番号 -)								
	連 絡 先	電話番号					ファクシミリ番号			
管理者	フリガナ					住 所	(郵便番号 -)			
	氏 名									
併設する施設の名称及び概要	名 称									
	概 要									
当該支援の実施について定めてある定款又は条例等					第 条第 項第 号					
他事業の実施の有無			有 ・ 無							
従業者の職種・員数		嘱託医		児童指導員		保育士		看護師		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤(人)									
	非常勤(人)									
基準上の必要人数(人)										
		理学療法士又は作業療法士		栄養士		調理員		職業指導員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤(人)									
	非常勤(人)									
基準上の必要人数(人)										
		その他の従業者								
		専従	兼務							
従業者数	常勤(人)									
	非常勤(人)									
基準上の必要人数(人)										
設備基準等										
施設の用に供する設備		居室 医務室 静養室 訓練室 屋外訓練場 調理室 浴室 便所 浴室 便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備								
主な揭示事項										
入 所 定 員		人 (過去3ヶ月 平均入所児 人)								
利 用 料										
そ の 他 の 費 用										
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況		している ・ していない						
		苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者				
		そ の 他								
協力医療機関		名 称			主 要 診 療 科 名					

備考

- 1 指定申請する施設の種類を○で囲んでください。
- 2 「受付番号」及び「基準上の必要人数(人)」欄には、記入しないでください。
- 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 4 「併設する施設の名称及び概要」欄には、施設の目的及び提供するサービスの内容等を記入してください。
- 5 「施設の用に供する設備」欄には、施設に設置する設備を○で囲んでください。
- 6 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記入してください。
- 7 「その他の費用」欄には、入所児又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記入してください。

付表5 重症心身障害児施設支援の指定に係る記載事項
(重症心身障害児施設)

受付番号

施設	フリガナ										
	名 称										
	所 在 地	(郵便番号 -)									
	連 絡 先	電 話 番 号					ファクシミリ番号				
管理者	フリガナ					住 所	(郵便番号 -)				
	氏 名										
併設する施設の名称及び概要	名 称										
	概 要										
当該支援の実施について定めてある定款又は条例等						第 条第 項第 号					
他事業の実施の有無						有 ・ 無					
従業者の職種・員数		医師		歯科医師		薬剤師		看護師			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
従業者数	常 勤 (人)										
	非 常 勤 (人)										
基準上の必要人数 (人)											
		准看護師		看護補助者		栄養士		診療放射線技師、事務員その他の従業員			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
従業者数	常 勤 (人)										
	非 常 勤 (人)										
基準上の必要人数 (人)											
		理学療法士又は作業療法士		児童指導員		保育士		心理指導を担当する職員			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
従業者数	常 勤 (人)										
	非 常 勤 (人)										
基準上の必要人数 (人)											
設備基準等											
施設の用に供する設備		医療法に規定する病院として必要とされる設備 観察室 訓練室 看護師詰所 浴室									
主な掲示事項											
入 所 定 員		人 (過 去 3 ヶ 月 平 均 入 所 児 人)									
利 用 料											
そ の 他 の 費 用											
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況		している ・ していない							
		苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者					
		そ の 他									

備考

- 1 「受付番号」及び「基準上の必要人数(人)」欄には、記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 3 「併設する施設の名称及び概要」欄には、施設の目的及び提供するサービスの内容等を記入してください。
- 4 「施設の用に供する設備」欄には、施設に設置する設備を○で囲んでください。
- 5 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記入してください。
- 6 「その他の費用」欄には、入所児又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記入してください。

第9号様式 (第9条の5関係)

欠格事由に関する届出書

年 月 日

福島県知事

施設の所在地
届出者 名称
代表者氏名

㊤

当法人は、児童福祉法第24条の9第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であることを届け出ます。

記

【児童福祉法第24条の9第2項各号の規定】 (一部要約)

- 1 申請者が法人でないとき。
- 2 当該申請に係る知的障害児施設等の従業者の知識及び技能並びに人員が、第24条の12第1項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第24条の12第2項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害児施設等の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 申請者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は当該申請に係る知的障害児施設等の長（以下「役員等」という。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者又は申請者の役員等がこの法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（※）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
（※）障害者自立支援法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法
- 6 申請者が、第24条の17の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- 7 申請者の役員等が第24条の17の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該取消しの処分を受けた法人の役員等であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 8 申請者が、第24条の17の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第24条の14の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 9 前号に規定する期間内に第24条の14の規定による事業があった場合において、申請者の役員等が同号の通知の日前60日以内に当該辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 10 申請者又は申請者の役員等が、指定の申請前5年以内に障害児施設支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

備考 この届出書には、別紙の役員等名簿を添付してください。

第十号様式の次に次の二様式を加える。

第10号様式の2 (第9条の7関係)

知的障害児施設等変更届出書

年 月 日

(保健福祉事務所長 経由)
 (いわき地方振興局長 経由)
 福島県知事

所 在 地
 届出者 名 称
 代表者の氏名

㊦

次の事項を変更しましたので、児童福祉法第24条の14の規定により届け出ます。

		事業所番号									
変更に係る施設		名 称									
		所 在 地									
		支 援 の 種 類									
変更があった事項		変更の内容									
1	施設の名称	(変更前)									
2	施設の所在地										
3	申請者又は設置者の名称										
4	申請者又は設置者の代表者の氏名及び住所										
5	定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)										
6	施設の平面図及び設備の概要										
7	施設の管理者の氏名及び住所										
8	運営規程										
9	障害児施設給付費の請求に関する事項	(変更後)									
10	併設施設における利用定員数又は当該施設の入所者の定員										
11	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容										
12	当該申請に係る支援の開始予定年月日										
13	併設する施設がある場合の施設の概要										
変更年月日		年 月 日									

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

第10号様式の3 (第9条の8関係)

指定知的障害児施設等指定辞退届出書

年 月 日

(保健福祉事務所長 経由)
(いわき地方振興局長 経由)
福島県知事

届出者 所 在 地
名 称
代表者の氏名

㊤

次のとおり指定を辞退したいので、児童福祉法第24条の14の規定により届け出ます。

指定を辞退する施設	事業所番号									
	名	称	所在地							
指定を受けた年月日	平成 年 月 日									
指定を辞退する年月日	平成 年 月 日									
指定を辞退する理由										
現に施設に入所している者に対する措置										

備考

指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。

第十三号様式を次のように改める。
第十三号様式（第十五条の二関係）
（表）

八センチメートル	十センチメートル
証 票 第 号 年 月 日交付 所 属 職 氏 名 福 島 県 知 事 印	右の者は、児童福祉法第二十九条の規定による 児 童 委 員 であること 児童の福祉に関する事務に従事する職員 とを証明する。

備考 裏面に「児童福祉法（抄）」として、同法第二十八条及び第二十九条の規定を記載すること。

第十五号様式の二中「障害児相談支援事業等開始届出書」を「児童自立生活援助事業開始届出書」に改め、「障害児相談支援事業又は」を削る。

第十五号様式の三中「障害児相談支援事業等変更届出書」を「児童自立生活援助事業変更届出書」に改める。

第十五号様式の四中「障害児相談支援事業等廃止（休止）届出書」を「児童自立生活援助事業廃止（休止）届出書」に改め、「障害児相談支援事業又は」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県児童福祉法施行細則（次項において「改正前の規則」という。）第十三号様式による証票は、改正後の福島県児童福祉法施行細則第十三号様式による証票とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則第十五号様式の二、第十五号様式の三及び第十五号様式の四による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（自立支援領域障がい者支援グループ）

福島県規則第五十八号

福島県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立職業能力開発校条例施行規則（昭和四十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例施行規則

第一条を次のように改める。

（学生の定員等）

第一条 福島県立テクノアカデミー（以下「テクノアカデミー」という。）の訓練課程及び訓練科ごとの学生の定員は別表第一のとおりとし、福島県立高等技術専門学校（以下「高等技術専門学校」という。）の訓練課程及び訓練科ごとの学生の定員は別表第二のとおりとする。

第二条中「高等技術専門学校の訓練科」を「テクノアカデミー及び高等技術専門学校の訓練科」に改め、「従い、」の下に「テクノアカデミー又は」を加える。

第三条中「訓練期間の始期及び終期並びに高等技術専門学校の」を「テクノアカデミー又は高等技術専門学校における訓練期間の始期及び終期並びに」に改める。

第三条の二を削る。

第四条第一項ただし書中「福島県立職業能力開発校条例（昭和三十九年福島県条例第五十三号。以下「条例」という。）第十一條第三項」を「条例第十二條第三項」に改め、同条第二項中「において、」の下に「専門課程又は」を加え、「前条第一号」を「条例第五條第一号」に、「前条第二号」を「同条第二号」に改め、同項第三号中「前条第二号」を「条例第五條第二号」に改める。

第五条中「において、」の下に「専門課程及び」を加える。

第六条中「普通課程」を「専門課程又は普通課程」に、「第十一條第三項」を「第十二條第三項」に改める。

第七条第一項中「普通課程の学生」を「専門課程又は普通課程の学生のうち通学が困難な者」に改める。

第十九条中「ほか、」の下に「テクノアカデミー及び」を加え、同条を第二十條とする。

第十八条中「校長は、」の下に「専門課程又は」を加え、同条を第十九條とし、第十四條から第十七條までを一條ずつ繰り下げる。

第十三條第一項中「第十一條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同条を第十四條とし、第十二條を第十三條とする。

第十一条第一項中「第九條及び第十條第一項」を「第十條及び第十一條第一項」に改め、同条を第十二條とし、第十條を第十一條とする。

第九條第一項中「第六條各号」を「第七條各号」に改め、同条第二項中「第十九條」を「第二十條」に改め、同条を第十條とする。

第八條中「により、」の下に「専門課程及び」を加え、同条を第九條とする。

第七條の次に次の一條を加える。

（出席停止）

第八條 校長は、学生が伝染病にかかっているとき、かかっている疑いがあるとき又は

かかるおそれがあるときは、当該学生に対して出席停止を命じることができる。
 2 校長は、前項の規定により、出席停止を命じた場合には、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
 別表を次のように改める。
 別表第一（第一条関係）

名 称	施 設	訓練課程	訓練科	学生定員
福島県立テクノ アカデミー郡山 発校	郡山職業能力開 発短期大学校	普通課程	精密機械工学科	二〇人
			組込技術工学科	三〇人
郡山職業能力開 発校	普通課程	普通課程	機械制御システ ム科	二〇人
			電気制御システ ム科	二〇人
			情報制御システ ム科	二〇人
			建築科	二〇人

別表第一の次に次の一表を加える。
 別表第二（第一条関係）

名 称	訓練課程	訓練科	学生定員
福島県立会津高等技 術専門学校	普通課程	観光サービス科	二〇人
		電気システム科	二〇人
		環境システム科	二〇人
		自動車整備科	二〇人
		電子制御科	二〇人
		福島県立浜高等技術	

専 門 校	普通課程
建築科	自動車整備科
(二年生の学生にあつては、二〇人)	二〇人

第一号様式(ぎの二)中

出身学校名	福島県立 高等技術専門学校
入学願書	福島県立 高等技術専門学校に入学したいの願します。

「 入学願書」

福島県立 校長 (フリガナ) 氏 名	私は、福島県立 に入学的願します。
--------------------	-------------------

を

年 月 日 (男・女) 歳
 月 日生 (歳)
 で、関係書類を添えて出

年 月 日 (男・女) 歳

年 月 日 (男・女) 歳
 年 月 日生 (歳)
 いので、関係書類を添えて出

「 入学希望科名」 科

年 月 日		(男・女) 月 日生 (歳)	
入学希望科名等		専門課程・普通課程	
科			

- 備考
- この願書は、専門課程の高度職業訓練又は普通課程の普通職業訓練の学生として入学しようとする場合に使用すること。
 - 「入学希望科名等」及び「入寮希望」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

出身学校名	入学願書
-------	------

第一号欄に (男・女) 中

福島県立 高等技術専門校長 (フリガナ) 氏 名 年

私は、福島県立 高等技術専門校に入学したいの願します。

「 入学願書

福島県立 校長 (フリガナ) 氏 名

私は、福島県立 に入学したいの願します。

「 (男・女) 月 日生 (歳) で、関係書類を添えて出

年 月 日		(男・女) 月 日生 (歳)	
入学希望科名		第1希望	第2希望
科		1 有	1 有

科	2 無	入学希望科名等	第1希望	第2希望	専門課程・普通課程
普通課程			第1希望	第2希望	1 有
専門課程・普通課程	科 2 無				専

普通課程		入学希望科名等	第1希望	第2希望	専門課程・普通課程
専門課程・普通課程	科 2 無		第1希望	第2希望	1 有

- 備考
- この願書は、専門課程の高度職業訓練又は普通課程の普通職業訓練の学生として入学しようとする場合に使用すること。
 - 「入学希望科名等」及び「入寮希望」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 第一号欄に (男・女) 中 「福島県立 高等技術専門校」に「福島県立 校長」及び「福島県立 高等技術専門校」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 第二号欄に「福島県立 高等技術専門校」に「福島県立 校長」及び「福島県立 高等技術専門校」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 第三号欄に「福島県立 高等技術専門校」に「福島県立 校長」及び「福島県立 高等技術専門校」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 第四号欄に「(第10条関係)」に「福島県立 高等技術専門校長」及び「福島県立 校長」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 第五号欄に「(第11条関係)」に「福島県立 高等技術専門校長」及び「福島県立 校長」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 第六号欄に「(第13条関係)」に「福島県立 高等技術専門校」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 第七号欄に「(第14条関係)」に「福島県立 高等技術専門校」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 第八号欄に「(第13条関係)」に「福島県立 高等技術専門校」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 第九号欄に「(第14条関係)」に「福島県立 高等技術専門校」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 第十号欄に「(第11条関係)」に「福島県立 高等技術専門校」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 第十一号欄に「(第19条関係)」に「福島県立 高等技術専門校」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

専門校長」を「福島県立

校長」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 平成二十一年三月三十一日に次の表の上欄に掲げる科の学生である者で、引き続きこの規則の施行の日以後も在学するものは、同日以後の同表の下欄に掲げる科の学生となるものとする。

福島県立郡山高等技術専門校機械制御システム科	福島県立テクノアカデミー郡山機械制御システム科
福島県立郡山高等技術専門校電気制御システム科	福島県立テクノアカデミー郡山電気制御システム科
福島県立郡山高等技術専門校情報制御システム科	福島県立テクノアカデミー郡山情報制御システム科
福島県立郡山高等技術専門校建築デザイン科	福島県立テクノアカデミー郡山建築科
福島県立会津高等技術専門校自動車実務科	福島県立会津高等技術専門校自動車整備科
福島県立浜高等技術専門校建築技術科	福島県立浜高等技術専門校建築科

訓 令

福島県訓令第十一号

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年三月二十八日

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県知事 佐藤雄平

福島県職員服務規程（昭和五十二年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「任期付短時間勤務職員（」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十八条第一項及び」を加える。

第三条第一号中「総括参事」を「部次長（福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）第二十二條の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二号中「参事、副主幹」を「課長、副課長」に改め、同条第三号中「知事公室長」を「文化スポーツ局長、観光交流局長、出納局長、知事公室長」に、「領域の総括参事、出納局総括参事」を「政策監、総室の部次長」に改める。

第七条第四項中「かわらぬ」の下に、「育児短時間勤務職員等育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員又は同法第十七条の規定による育児短時間勤務をしている職員をいう。以下同じ。）」を加える。

第十七条第二項及び第二十條中「人事領域人事グループ参事」を「人事総室人事課長」に改める。

第二十二條第一項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に、「人事領域人事グループ参事」を「人事総室人事課長」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 職員は、育児休業法第十条第一項の規定による育児短時間勤務の承認（その期間の延長を含む。）を受けようとするときは、当該承認を受けようとする日の三十日前までに育児短時間勤務（期間延長）承認請求書（第十七号様式の一）を所属長を経由して人事総室人事課長に提出しなければならない。

3 職員は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める請求書に育児休業等計画書（第十七号様式之三）を添えて、所属長を経由して人事総室人事課長に提出しなければならない。

一 職員の育児休業等に関する条例（平成四年福島県条例第十一号）第三条第四号に規定する子を養育するための計画について申し出ようとする場合 第一項に規定する育児休業（期間延長）承認請求書

二 職員の育児休業等に関する条例第八条第五号に規定する子を養育するための計画について申し出ようとする場合 前項に規定する育児短時間勤務（期間延長）承認請求書

第二十二條第五項中「第三項の規定」を「第四項の規定（同項第一号の規定を除く。）」に、「人事領域人事グループ参事」を「人事総室人事課長」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる職員は、当該各号に掲げる場合に該当するときは、速やかに養育状況変更届（第十八号様式）を所属長を経由して人事総室人事課長に提出しなければならない。

一 第一項に規定する育児休業の承認を受けた職員 育児休業法第五条第一項の規定により育児休業の承認の効力が失われた場合又は同条第二項に規定する育児休業の承認の取消事由に該当することとなつた場合

二 第二項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員 育児休業法第十二條第一項で準用する育児休業法第五条第一項の規定により育児休業の承認の効力が失われた場合又は育児休業法第十二條第一項で準用する育児休業法第五条第二項に規定す

る育児短時間勤務の承認の取消事由に該当することとなった場合
第二十二條の次に次の一條を加える。

(自己啓発等休業の手続)

第二十二條の四 職員は、法第二十六條の五第一項の規定による自己啓発等休業の承認(その期間の延長を含む。)を受けようとするときは、当該承認を受けようとする日の三十日前までに自己啓発等休業(期間延長)承認請求書(第十八号様式の九)を所属長を経由して人事総室人事課長に提出しなければならない。

2 前項に規定する自己啓発等休業の承認を受けた職員は、法第二十六條の五第六項に規定する自己啓発等休業の承認の取消事由に該当することとなったときは、速やかに大学等課程履修(国際貢献活動)状況変更届(第十八号様式の十)を所属長を経由して人事総室人事課長に提出しなければならない。

第二十三條第一項中「人事領域人事グループ」を「人事総室人事課長」に改める。
第十七号様式の二を次のように改める。

第17号様式の2 (第22条関係)

育児短時間勤務 (期間延長) 承認請求書		年 月 日
福島県知事 様		所属 職 員 番 号 職 氏名 (記名押印又は署名)
下記のとおり育児短時間勤務 (期間延長) の承認を請求します。		
1 請求に係る子	氏名 (続柄)	()
	生 年 月 日	
2 育児短時間勤務の請求期間	既に承認を受けた育児短時間勤務の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	今回請求する育児短時間勤務の期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 勤務の形態	週 時間勤務 (育児休業法第10条第1号～第4号の勤務形態) <input type="checkbox"/> 1日4時間 <input type="checkbox"/> 1日5時間 <input type="checkbox"/> 週3日 <input type="checkbox"/> 週2日半 (育児休業等に関する条例第9条の勤務形態) <input type="checkbox"/> 週20時間 <input type="checkbox"/> 週24時間 <input type="checkbox"/> 週25時間	
	勤務の日及び時間帯	月 (: ~ :) 火 (: ~ :) 水 (: ~ :) 木 (: ~ :) 金 (: ~ :) その他 (: ~ :)
4 請求の内容 (該当するものに○を付けること。)	ア 育児短時間勤務 イ 育児短時間勤務の期間延長 ウ 再度の育児短時間勤務	
5 育児短時間勤務を必要とする特別の事情等		
6 育児短時間勤務 (期間の延長) の承認についての所属長の意見	年 月 日 所属長 氏名 (記名押印又は署名)	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 育児短時間勤務の請求に係る子の戸籍抄本 (写しでも可) を添付すること。ただし、承認期間の延長及び同一子について同一職員が再び承認を請求する場合は、添付の必要がない。
- 3 「育児短時間勤務を必要とする特別の事情等」欄は、「請求の内容」欄でウに該当する場合には育児短時間勤務を必要とする特別の事情を、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合にはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間を記入すること。
- 4 該当する□には、レ印を記入すること。

第十七号様式の二の次に次の一様式を加える。

第17号様式の3 (第22条関係)

育児休業等計画書	
年 月 日	
福島県知事 様	
所属 職 員 番 号 職 氏名 (記名押印又は署名)	
再度の育児休業 (育児短時間勤務) の承認の請求をする予定ですので、下記のとおり育児休業 (育児短時間勤務) の計画について申し出ます。	
1 請 求 の 別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務
1 請 求 に 係 る 子	氏 名 (続柄) ()
	生 年 月 日
2 請 求 者 の 計 画	請 求 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
	再度の請求予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
3 配偶者及び配偶者の 養育計画	氏 名
	養 育 予 定 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
	子を養育するために 利用する制度等 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児休業又は育児短時間勤務以外の休業又は休暇 <input type="checkbox"/> その他 ()
4 備 考	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に添えて提出すること。
- 3 「請求期間」欄は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書の「今回請求する休業の期間」欄又は「今回請求する育児短時間勤務の期間」欄に記載した期間を記入すること。
- 4 「養育予定期間」欄は、請求者の育児休業又は育児短時間勤務の請求期間の満了日の翌日から再度の育児休業又は育児短時間勤務の請求予定期間の初日の前日までの3月以上の期間を記入すること。
- 5 配偶者が職員である場合は、「備考」欄に配偶者の所属及び職を記入すること。
- 6 該当する□には、レ印を記入すること。

第十八号様式中「育児休業（部分休業）」を
「育児休業（育児短時間勤務部分休業）」
に改める。
第十八号様式の八の次に次の二様式を加える。

第18号様式の9 (第22条の4関係)

自己啓発等休業（期間延長）承認請求書				
福島県知事 様		年 月 日		
		所属 職 員 番 号 職 氏名（記名押印又は署名）		
下記のとおり自己啓発等休業（期間延長）の承認を請求します。				
1 自己啓発等休業の内容	大学等における修学	大学等の名称 （所在地）		
		課程（修業年限）	（ ）	
		修学の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	国際貢献活動	活動組織		
		活動国・地域		活動分野
		活動期間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで
活動国滞在			年 月 日から 年 月 日まで	
2 自己啓発等休業の請求期間	既に承認を受けた自己啓発等休業の期間		年 月 日から 年 月 日まで	
	今回請求する自己啓発等休業の期間		年 月 日から 年 月 日まで	
3 備考				
4 自己啓発等休業（期間延長）についての所属長の意見	年 月 日 所属長 氏名（記名押印又は署名）			

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 次の内容が確認できる書類を添付すること。
 - 大学等における修学又は国際貢献活動の内容及び期間
 - アの内容に関する照会先
- 「活動組織」欄には、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等を記入すること。
- 「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間等を記入すること。
- 「備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を請求する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

第18号様式の10 (第22条の4関係)

大学等課程履修 (国際貢献活動) 状況変更届		年	月	日
福島県知事 様 (所属長) 様				
所 属				
職				
氏 名		(記名押印又は署名)		
下記のとおり自己啓発等休業に係る大学等課程の履修 (国際貢献活動) 状況等について変更が生じたので届け出ます。				
記				
1 届出の事由				
<input type="checkbox"/> 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた。 <input type="checkbox"/> 在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席している。 <input type="checkbox"/> 参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていない。 <input type="checkbox"/> 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている。 <input type="checkbox"/> その他 ()				
2 届出の事由が発生した日				
		年	月	日

備考 該当する□には、シ印を記入すること。

附 則

- この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。
- この訓令の施行の際現に改正前の福島県職員服務規程第二十二條第二項又は第三項

の規定により提出されている育児休業計画書又は養育状況変更届は、改正後の福島県職員服務規程第二十二條第三項又は第四項の規定により提出された育児休業等計画書又は養育状況変更届とみなす。

(人事領域人事グループ)

福島県訓令第十二号

本庁 機関
出先 機関

福島県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県公文例規程の一部を改正する訓令

福島県公文例規程(昭和三十五年福島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

「総合安全管理担当理事 過疎・中山間地域振興担当理事 空港担当理事 子ども施策担当理事 まちづくり担当理事 部長 会計管理者 出納局長	を	「部長 会計管理者 出納局長 総合安全管理担当 過疎・中山間地域 子ども施策担当理 空港担当理事 文化スポーツ局長 観光交流局長
--	---	--

第八条第二項の表中

理事
振興担当理事

に、「参事名」を「課長又は室長名」に、「一参事」を

「一課長」に改め、同表備考中「又は総括参事名」を、「部次長(福島県

行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)第二十二條の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。以下同じ。)又は局次長名」に、「又は総括参事」とを、「部次長又は局次長」とに改め、同条第四項中「領域グループ名等」を「課室名等」に改める。

別表第三の例式第五から例式第七までの規定中「監理官」を「参事官」に改める。別表第四の例式第一から例式第五までの規定中「監理官」を「参事官」に、「

